

飛騨川地域森林計画変更計画書

(飛騨川森林計画区)

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
 至 令和 14 年 3 月 31 日

(令和 5 年 12 月 26 日変更)

岐阜県

目次

前文	1
はじめに	2
第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿	
2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり	3
第2章 計画区の概要	
4 計画の対象とする森林の区域	5
第3章 前計画の評価と個別計画	
2 個別計画	6
第4章 森林整備及び保全方針	
1 森林の整備及び保全の基本方針	8
第5章 森林整備基準等	
1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
2 造林に関する事項	10
6 森林施業の合理化に関する事項～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～	12
7 森林の土地の保全に関する事項	13
<資料編>	
第1章 計画数量の明細	
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	14
2 林道整備	17
3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	28
4 治山計画	30

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、飛騨川地域森林計画の一部を次のように変更する。

飛騨川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

※表中下線は樹立時又は前回変更計画書からの変更箇所を示す。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えると同時に計画的に再造営すべき段階にあります。

国は令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現することとしています。

また、令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、花粉発生源対策の加速化等について示されています。

第14次飛騨川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画(岐阜県計画)をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

(1) 目指すべき方向性と基本方針

岐阜県森林づくり基本条例で定めた基本理念「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」と、これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、『「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり』を基本方針とし、森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して次のとおり取り組みます。

- ・産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- ・木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- ・森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

(2) 森林づくりの推進に向けた施策

こうした方向性と基本方針から、森林づくりの推進のために以下のとおり取り組みます。

○災害に強い循環型の森林づくり

- ・激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- ・100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- ・森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

(3) 災害に強い循環型の森林づくりのための主な取り組み

ア 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

今後は「適応復興」や「グリーンインフラ」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能を高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取組みが必要です。

このことから、森林の持つ防災機能と治山施設を組み合わせた森林の面的な整備による、山地防災力の強化、図1-2-1に示す「森林配置計画」による森林の区分に基づいた森林の適正な管理、さらに保安林制度や林地開発許可制度、水源地域の保全、鳥獣被害対策等により、森林の適正な保全を進めます。

イ 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

第14次計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。

今後は、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに区分された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくのか県民に分かりやすく示すことが必要です。

また、「木材生産林」については、エリートツリーや早生樹の活用、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

このことから、森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、森林配置区分ごとの施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

ウ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

森林の経営管理の担い手は、今後、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえて、支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

のことから、森林所有者による森林管理の促進や森林経営管理制度を推進するため、関係者への情報提供や支援を行うとともに、地域の森林管理を担う林業事業体の経営力の強化と施業実施能力の向上や森林づくりの多様な担い手の育成への支援を行います。

区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
			観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる目的が木材の生産である森林 ・主伐と更新を行う森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の高度な発揮が期待される森林 ・木材生産しても経済的採算の見込めない森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた森林景観を形成することで、観光振興に寄与することができる森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木の危険、気象災害や獣害などから地域住民の生活を守るために整備が必要な森林
主に对象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> ・造林の適地であって、団地的なまとまりがある森林 ・道から近いなど木材の搬出条件が整っている森林 ・木材生産に関する具体的な計画がある森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能を重視すべき森林 ・道から遠いなど木材生産しても経済的採算の見込めない森林 ・保安林などの法規制がある森林 ・木材生産林以外の森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落や生活道路等に隣接する森林の区域 

図 1-2-1 森林配置計画の将来目標区分ごとの定義と対象とする森林

(これらの区分の設定基準と整備方針は、本計画第4章「森林整備及び保全方針」において定めています。)

第2章 計画区の概要

4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名	地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計画区総数	107,626.34	154.27	107,780.61
可茂	美濃加茂市	2,936.67	2,945.65
	坂祝町	461.74	464.74
	富加町	640.13	643.78
	川辺町	2,855.88	2,859.08
	七宗町	6,751.56	6,756.58
	八百津町	10,225.48	10,230.54
	白川町	20,961.79	20,969.27
	東白川村	7,376.05	7,377.14
下呂	下呂市	55,417.04	55,533.83

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第3章 前計画の評価と個別計画

2 個別計画

(3) 造林計画 ~人工造林及び天然更新別の造林面積~

人工造林、天然更新別の造林面積については、表3-2-3のとおりとします。

表3-2-3 造林に係る計画量

単位（面積：ha）

区分	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽	
総数	1,629	1,252	377	360
うち前半5年分	710	479	231	223

※詳細は、資料編第1章1による

(4) 林道整備計画 ~林道の開設及び拡張に関する事項~

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は表3-2-4のとおりとします。

表3-2-4 林道に係る計画量

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

区分	総数	うち前半5年分
開設	152,470	72,570
改良	487	314
舗装	111,520	57,270

※市町村別総括表、箇所別明細は、資料編第1章2による。

(5) 保安施設～保安林整備及び治山事業に関する計画～

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積については、表 3-2-5 のとおりとします。

表 3-2-5 保安林に係る計画量

単位（面積：ha）

保安林の種類	面積	うち前半 5 年分
総数(実面積)	20,420	20,311
水源涵(かん)養のための保安林	6,893	6,854
災害防備のための保安林	13,363	13,295
保健、風致のための保安林	826	824

※総数欄は、2 以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

※計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は、資料編第 1 章 3 による。

ウ 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 治山事業に係る計画量

単位(林班数:箇所)

区分	治山事業施工地区数	うち前半 5 年分
総数	144	119

※市町村別等は、資料編第 1 章 4 による。

第4章 森林整備及び保全方針

1 森林の整備及び保全の基本方針

(2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表4-1-2のとおりです。

第5章 森林整備基準等

1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

ア 樹種

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表5-2-1のとおりとします。

表5-2-1 人工造林に係る樹種

一般的な事項	<ul style="list-style-type: none">造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るために、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。										
最深積雪深による造林樹種の区分	<ul style="list-style-type: none">積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table border="1"><thead><tr><th>最深積雪深</th><th>樹種及び留意事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.0m未満の地域</td><td><ul style="list-style-type: none">それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td></tr><tr><td>1.0m以上の地域</td><td><ul style="list-style-type: none">耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td></tr><tr><td>1.5mを超える地域</td><td><ul style="list-style-type: none">ヒノキの人工造林を避ける</td></tr><tr><td>2.5mを超える地域</td><td><ul style="list-style-type: none">人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td></tr></tbody></table> <p>(関連参考；資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	<ul style="list-style-type: none">それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	<ul style="list-style-type: none">耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none">ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none">人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m未満の地域	<ul style="list-style-type: none">それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m以上の地域	<ul style="list-style-type: none">耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none">ヒノキの人工造林を避ける										
2.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none">人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る										
カシナガ等被害跡地の造林樹種	<ul style="list-style-type: none">計画区ではカシノナガキクイムシによる被害によりナラ類が枯損している。また、ほぼ県下全域にわたり松くい虫被害によりアカマツが枯損している。これらの地域では、枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場										

	合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。
--	---

(2) 天然更新

ウ 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表 5-2-3 のとおりとします。

表 5-2-3 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、○○類と表示しているものの詳細は、資料編第 2 章 2 を参照。

オ 更新の判定基準

表 5-2-5 に示す稚樹高以上の更新樹種が、表 5-2-6 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が 3 以上の状態）をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が 3 以上の状態をもって、更新の完了とします。

表 5-2-5 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm 以上かつ競合植物の高さ以上
-----	--

表 5-2-6 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 <p>10,000 本／ha</p> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね 10,000 本／ha）とする。
--------	--

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200 本	120 本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000 本	2,000 本	2
計					3

6 森林施業の合理化に関する事項～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、市町村森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

7 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。

資料編 第1章 計画数量の明細

1 伐採材積、間伐面積及び造林面積

(1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第3章2「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図1-1-1のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

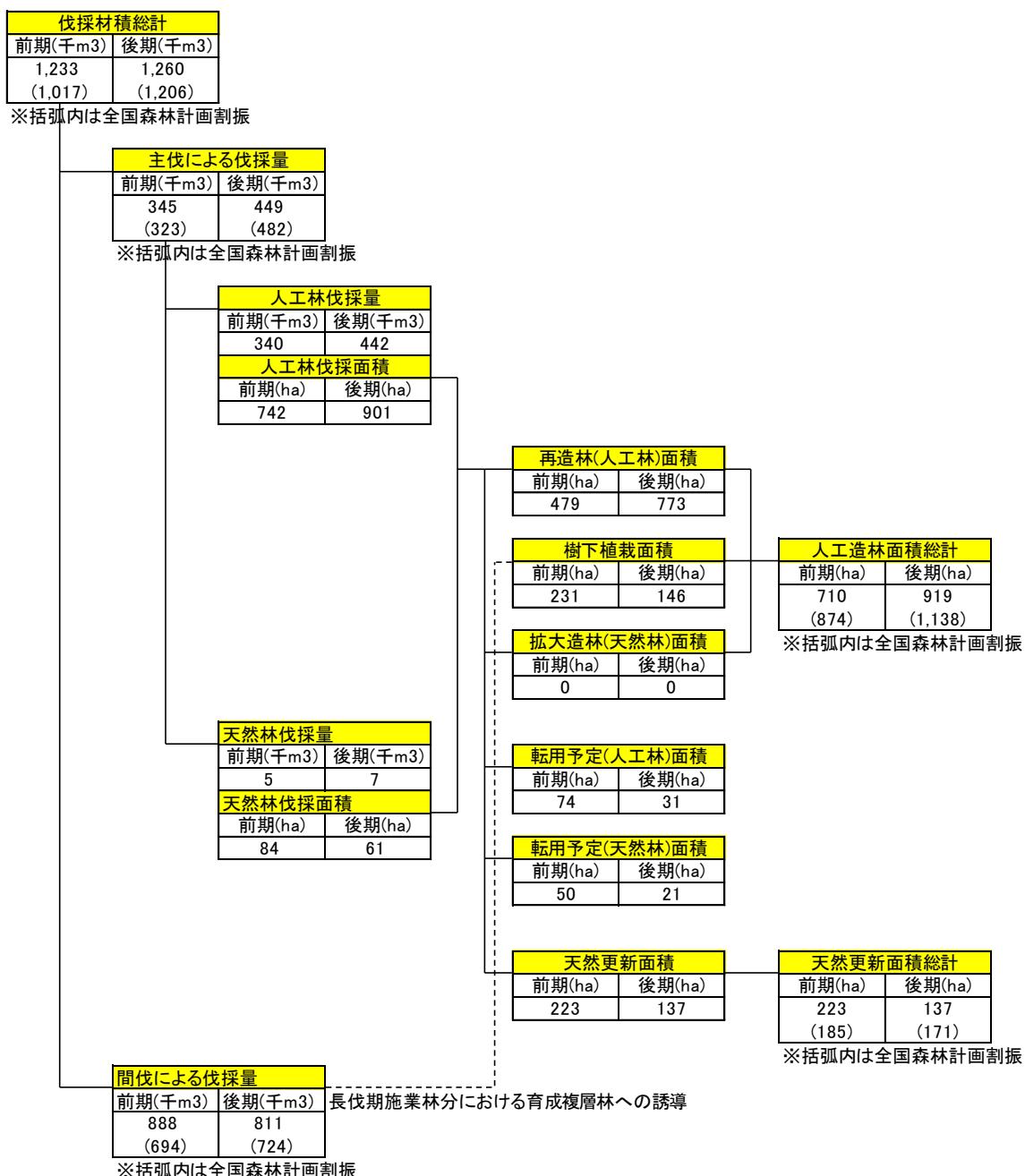


図1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 及び図 1-1-3 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとしています。

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期 計画	後期 計画	計画区 総計	基本計画 総計
	- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -																		
木曽川森林計画	218	220	221	217	241	250	258	266	265	266	266	267	267	268	268	1,279	1,333	2,612	1,231
揖斐川森林計画	202	203	203	178	191	196	201	206	206	206	207	207	208	208	208	1,016	1,038	2,054	973
宮・庄川森林計画	247	252	258	254	259	264	269	274	274	275	276	277	278	279	280	1,286	1,367	2,653	1,319
長良川森林計画	355	361	370	372	356	370	383	396	396	396	397	397	397	398	398	1,851	1,982	3,833	1,877
飛騨川森林計画	225	226	226	240	244	247	250	253	252	252	252	252	252	252	252	1,233	1,260	2,493	1,233
合計																			6,634
	1,262	1,291	1,326	1,360	1,394														

素材生産量に換算すると

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

基本計画の目標値

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

*基本計画の目標値のうち国有林分を除いた数値

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量の目標値と地域森林計画における伐採計画数量との関係

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期 計画	後期 計画	計画区 総計	基本計画 総計
	- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -																		
木曽川森林計画	1,845	1,845	1,845	1,523	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	8,575	8,574	17,149	8,383
揖斐川森林計画	1,755	1,755	1,755	1,321	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	7,085	7,085	14,170	6,989
宮・庄川森林計画	1,669	1,669	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	9,111	9,622	18,734	9,622
長良川森林計画	2,522	2,522	2,522	2,780	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	12,777	12,459	25,236	12,747
飛騨川森林計画	2,009	2,009	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	10,260	10,260	20,520	10,260
合計																			48,000
	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	*基本計画の目標値と一致			

図 1-1-3 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

(2) 市町村別の伐採材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位（材積：千m³）

区分	総数						前期						後期								
	総数			主伐		間伐	総数			主伐		間伐	総数			主伐		間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹		
飛騨川計画区	2,493	2,481	12	794	782	12	1,699	1,233	1,228	5	345	340	5	888	1,260	1,253	7	449	442	7	811
美濃加茂市	44	44	0	19	19	0	25	21	21	0	8	8	0	13	23	23	0	11	11	0	12
坂祝町	3	3	0	3	3	0	0	1	1	0	1	1	0	0	2	2	0	2	2	0	0
富加町	8	8	0	4	4	0	4	4	4	0	2	2	0	2	4	4	0	2	2	0	2
川辺町	57	57	0	21	21	0	36	28	28	0	9	9	0	19	29	29	0	12	12	0	17
七宗町	151	150	1	51	50	1	100	74	74	0	22	22	0	52	77	76	1	29	28	1	48
八百津町	221	219	2	83	81	2	138	108	107	1	36	35	1	72	113	112	1	47	46	1	66
白川町	521	519	2	160	158	2	361	259	258	1	70	69	1	189	262	261	1	90	89	1	172
東白川村	251	251	0	65	65	0	186	125	125	0	28	28	0	97	126	126	0	37	37	0	89
下呂市	1,237	1,230	7	388	381	7	849	613	610	3	169	166	3	444	624	620	4	219	215	4	405

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位（面積：ha）

区分	総数			前期						後期					
	人工造林		天然更新	人工造林			天然更新			人工造林			天然更新		
	計	人工造林	樹下植栽	計	人工造林	樹下植栽	天然更新	計	人工造林	樹下植栽	天然更新	計	人工造林	樹下植栽	天然更新
飛騨川計画区	1,629	1,252	377	360	710	479	231	223	919	773	146	137			
美濃加茂市	41	31	10	13	18	12	6	8	23	19	4	5			
坂祝町	7	5	2	2	3	2	1	1	4	3	1	1			
富加町	9	7	2	3	4	3	1	2	5	4	1	1			
川辺町	43	33	10	10	19	13	6	6	24	20	4	4			
七宗町	103	79	24	21	45	30	15	13	58	49	9	8			
八百津町	168	129	39	25	73	49	24	16	95	80	15	9			
白川町	327	252	75	63	142	96	46	39	185	156	29	24			
東白川村	136	105	31	11	59	40	19	7	77	65	12	4			
下呂市	795	611	184	212	347	234	113	131	448	377	71	81			

2 林道整備 ~林道の開設及び拡張に関する計画~

(1) 市町村別総括表

表 1-2-1 林道の開設及び拡張に関する計画に係る総括表

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

市町村	開設			改良			舗装		
	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期
美濃加茂市	2,400	0	2,400	14	6	8	2,500	0	2,500
坂祝町	0	0	0	4	4	0	0	0	0
富加町	0	0	0	2	2	0	1,500	1,000	500
川辺町	3,400	3,400	0	3	3	0	5,400	2,600	2,800
七宗町	16,900	4,900	12,000	42	33	9	11,200	3,200	8,000
八百津町	9,970	5,470	4,500	39	30	9	14,970	8,370	6,600
白川町	55,500	29,500	26,000	234	176	58	42,000	25,000	17,000
東白川村	27,300	12,400	14,900	66	24	42	20,800	10,000	10,800
下呂市	37,000	16,900	20,100	83	36	47	13,150	7,100	6,050
計	152,470	72,570	79,900	487	314	173	111,520	57,270	54,250

(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細

表 1-2-2 林道の開設及び拡張に関する計画に係る箇所別明細

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5年分 の 計画箇所	対図番号
開設	自動車道		美濃加茂市	富士下線	500		美濃加茂市-1-開設
開設	自動車道		美濃加茂市	新谷線	300		美濃加茂市-2-開設
開設	自動車道		美濃加茂市	涼越線	300		美濃加茂市-3-開設
開設	自動車道		美濃加茂市	長ヲサ線	700		美濃加茂市-4-開設
開設	自動車道		美濃加茂市	新谷線	300		美濃加茂市-5-開設
開設	自動車道		美濃加茂市	涼越線	300		美濃加茂市-6-開設
			前期	0	0		
			後期	6	2,400		
開設 計				6	2,400		
開設	自動車道	林業専用道	川辺町	木和谷洞線	2,300	○	川辺町-1-専用道
開設	自動車道	林業専用道	川辺町	権現山線	1,100	○	川辺町-2-専用道
			前期	2	3,400		
			後期	0	0		
開設 計				2	3,400		

開設	自動車道		七宗町	中山神田峠線	500	○	七宗町-1-開設
開設	自動車道		七宗町	高樋今井洞線	900	○	七宗町-2-開設
開設	自動車道		七宗町	エビス線	700	○	七宗町-3-開設
開設	自動車道		七宗町	追洞・飯高線	1,000	○	七宗町-4-開設
開設	自動車道		七宗町	木和谷木作線	5,000		七宗町-5-開設
開設	自動車道		七宗町	景良祖線	300		七宗町-6-開設
開設	自動車道		七宗町	高畑岩井谷線	200		七宗町-7-開設
開設	自動車道		七宗町	立石川合線	4,000		七宗町-8-開設
開設	自動車道		七宗町	鐘野追分線	200		七宗町-9-開設
開設	自動車道		七宗町	寺田洞線	200		七宗町-10-開設
開設	自動車道		七宗町	星谷釜洞線	1,800	○	七宗町-11-開設
開設	自動車道		七宗町	天王山線	2,100		七宗町-12-開設
			前期	5	4,900		
			後期	7	12,000		
開設 計				12	16,900		
開設	自動車道		八百津町	飛水線	900	○	八百津町-1-開設
開設	自動車道		八百津町	権現線	2,000	○	八百津町-2-開設
開設	自動車道		八百津町	若木線	700	○	八百津町-3-開設
開設	自動車道		八百津町	名場居線	700	○	八百津町-4-開設
開設	自動車道		八百津町	飛水線	1,600		八百津町-6-開設
開設	自動車道		八百津町	権現線	1,000		八百津町-7-開設
開設	自動車道		八百津町	若木線	1,000		八百津町-8-開設
開設	自動車道		八百津町	名場居線	900		八百津町-9-開設
開設	自動車道		八百津町	八幡線	1,170	○	八百津町-10-開設
			前期	5	5,470		
			後期	4	4,500		
開設 計				9	9,970		
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	2,000	○	白川町-1-開設
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,300	○	白川町-2-開設
開設	自動車道		白川町	加屋線	1,000	○	白川町-3-開設
開設	自動車道		白川町	永畠六呂山線	2,000	○	白川町-4-開設
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000	○	白川町-5-開設
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	1,400	○	白川町-6-開設
開設	自動車道		白川町	大谷線	1,000	○	白川町-7-開設
開設	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	1,000	○	白川町-8-開設
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000	○	白川町-9-開設
開設	自動車道		白川町	水戸野線	1,500	○	白川町-10-開設
開設	自動車道	林業専用道	白川町	角料線	500	○	白川町-1-専用道
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	1,000		白川町-11-開設
開設	自動車道		白川町	淨蓮寺線	1,000	○	白川町-12-開設
開設	自動車道		白川町	大谷線	500		白川町-13-開設
開設	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-14-開設
開設	自動車道		白川町	鬼比居線	1,000		白川町-15-開設
開設	自動車道		白川町	永畠六呂山線	1,000		白川町-16-開設

開設	自動車道		白川町	丸山線	1,500		白川町-17-開設
開設	自動車道		白川町	徳田無渡線	2,000		白川町-18-開設
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000		白川町-19-開設
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,000		白川町-20-開設
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000		白川町-21-開設
開設	自動車道		白川町	御宮尾城山線	3,300	○	白川町-22-開設
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000	○	白川町-23-開設
開設	自動車道		白川町	氏子線	1,000	○	白川町-24-開設
開設	自動車道		白川町	野多押線	1,000	○	白川町-25-開設
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	2,000		白川町-26-開設
開設	自動車道		白川町	響石線	2,000		白川町-27-開設
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000		白川町-28-開設
開設	自動車道		白川町	氏子線	2,000		白川町-29-開設
開設	自動車道	指定林道, 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1,500	○	白川町-30-開設
開設	自動車道	指定林道, 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	2,000		白川町-31-開設
開設	自動車道		白川町	烏山線	1,500	○	白川町-32-開設
開設	自動車道		白川町	烏山線	2,000		白川町-33-開設
開設	自動車道	林業専用道	白川町	佐見北線	2,500	○	白川町-34-開設
			前期	19	29,500		
			後期	16	26,000		
開設 計				35	55,500		
開設	自動車道	指定林道	東白川村	加茂東線	2,800	○	東白川村-1-開設
開設	自動車道	指定林道	東白川村	尾城山線	2,300	○	東白川村-2-開設
開設	自動車道		東白川村	大シデ線	400	○	東白川村-3-開設
開設	自動車道		東白川村	中出線	300	○	東白川村-4-開設
開設	自動車道		東白川村	陰山横手線	600	○	東白川村-5-開設
開設	自動車道		東白川村	大口南線	3,000	○	東白川村-6-開設
開設	自動車道	指定林道	東白川村	加茂東線	2,700		東白川村-7-開設
開設	自動車道	指定林道	東白川村	尾城山線	2,300		東白川村-8-開設
開設	自動車道		東白川村	加茂北線	1,800		東白川村-9-開設
開設	自動車道		東白川村	中谷線	1,800		東白川村-10-開設
開設	自動車道		東白川村	大沢線	300		東白川村-11-開設
開設	自動車道		東白川村	中出線	400		東白川村-12-開設
開設	自動車道		東白川村	山手線	150		東白川村-13-開設
開設	自動車道		東白川村	前山谷線	500	○	東白川村-14-開設
開設	自動車道		東白川村	小三地線	250		東白川村-15-開設
開設	自動車道		東白川村	都加太地線	250		東白川村-16-開設
開設	自動車道		東白川村	保岐ヶ洞線	500		東白川村-17-開設
開設	自動車道		東白川村	陰山横手線	250		東白川村-18-開設
開設	自動車道		東白川村	錢神線	1,800		東白川村-19-開設
開設	自動車道		東白川村	藤源線	1,100		東白川村-20-開設
開設	自動車道		東白川村	東円畠線	200		東白川村-21-開設
開設	自動車道		東白川村	立野大口北線	200		東白川村-22-開設

開設	自動車道		東白川村	大口南線	500		東白川村-23-開設
開設	自動車道		東白川村	神付線	250		東白川村-24-開設
開設	自動車道		東白川村	松尾線	150		東白川村-25-開設
開設	自動車道		東白川村	藤島峠線	2,500	○	東白川村-26-開設
			前期	8	12,400		
			後期	18	14,900		
開設 計				26	27,300		
開設	自動車道		下呂市	馬瀬・萩原線	3,700		下呂市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	下呂市	下呂～萩原線	2,500		下呂市-2-開設
開設	自動車道	指定林道	下呂市	下呂～萩原線	500	○	下呂市-3-開設
開設	自動車道		下呂市	椹谷線	1,800		下呂市-4-開設
開設	自動車道	指定林道	下呂市	坂本～弓掛線	2,000		下呂市-5-開設
開設	自動車道		下呂市	馬瀬・萩原線	8,700	○	下呂市-6-開設
開設	自動車道	指定林道	下呂市	八幡・高山線	5,600		下呂市-7-開設
開設	自動車道	指定林道、 林業専用道	下呂市	信濃柿線	2,100		下呂市-8-開設
開設	自動車道	指定林道、 林業専用道	下呂市	大岩線	2,400		下呂市-8-開設
開設	自動車道	指定林道、 林業専用道	下呂市	信濃柿線	2,100	○	下呂市-8-開設
開設	自動車道	指定林道	下呂市	八幡・高山線	5,600	○	下呂市-9-開設
			前期	4	16,900		
			後期	7	20,100		
開設 計				11	37,000		
開設 合計				99	152,470		
拡張（改良）	自動車道		美濃加茂市	太市洞線	3		美濃加茂市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃加茂市	上水無瀬線	6	○	美濃加茂市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		美濃加茂市	上水無瀬線	5		美濃加茂市-3-改良
			前期	1	6		
			後期	2	8		
拡張（改良）計				3	14		
拡張（改良）	自動車道		坂祝町	洞線	1	○	坂祝町-1-改良
拡張（改良）	軽車道		坂祝町	原火谷線	3	○	坂祝町-2-改良
			前期	2	4		
			後期	0	0		
拡張（改良）計				2	4		
拡張（改良）	自動車道		富加町	川小牧南大水 線	2	○	富加町-1-改良
			前期	1	2		
			後期	0	0		
拡張（改良）計				1	2		

拡張（改良）	自動車道		川辺町	納古谷線	2	○	川辺町-1-改良
拡張（改良）	自動車道		川辺町	牧ヶ洞線	1	○	川辺町-2-改良
			前期		2	3	
			後期		0	0	
拡張（改良）計				2	3		
拡張（改良）	自動車道		七宗町	小洞・日洞線	1	○	七宗町-1-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	七宗～大柿線	5	○	七宗町-2-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	木和谷線	3	○	七宗町-3-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	釜洞～栎洞線	8	○	七宗町-4-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	勝谷線	1	○	七宗町-5-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	木作線	2	○	七宗町-6-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	南洞徳洞線	2	○	七宗町-7-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	加陽洞線	2		七宗町-8-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	奥田洞線	3		七宗町-9-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	洞山線	2		七宗町-10-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	追平線	1		七宗町-11-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	細尾谷線	1		七宗町-12-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	柿ヶ夫線	3	○	七宗町-13-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	天王山線	1	○	七宗町-14-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	行谷瀬戸線	1	○	七宗町-15-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	高洞線	2	○	七宗町-16-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	星谷～釜洞線	1	○	七宗町-17-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	汗洞線	1	○	七宗町-18-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	神田～野合線	1	○	七宗町-19-改良
拡張（改良）	自動車道		七宗町	下戸曾～馬屋線	1	○	七宗町-20-改良
			前期		15	33	
			後期		5	9	
拡張（改良）計				20	42		
拡張（改良）	自動車道		八百津町	八嵩線	2	○	八百津町-1-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	孫田洞線	2	○	八百津町-2-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	飛水線	4	○	八百津町-3-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	伊岐津志線	3	○	八百津町-4-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	笹池線	2	○	八百津町-5-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	若木線	2	○	八百津町-6-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	大平線	4	○	八百津町-7-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	笹尾線	2	○	八百津町-8-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	蛇ヶ谷線	2		八百津町-9-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	八町線	2		八百津町-10-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	原線	4	○	八百津町-11-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	鎧岩線	1	○	八百津町-12-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	若木線	5		八百津町-13-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	権現線	1	○	八百津町-14-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	南陽寺線	1	○	八百津町-15-改良

拡張（改良）	自動車道		八百津町	柏織線	1	○	八百津町-16-改良
拡張（改良）	自動車道		八百津町	八幡線	1	○	八百津町-17-改良
		前期		14	30		
		後期		3	9		
拡張（改良）計				17	39		
拡張（改良）	自動車道		白川町	加茂東線	9	○	白川町-1-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	尾城山線	8	○	白川町-2-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	白北線	16	○	白川町-3-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	広島線	3	○	白川町-4-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	笛畠頭谷線	12	○	白川町-5-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	御宮有本線	10	○	白川町-6-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	久須見大野線	5	○	白川町-7-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	城ヶ根線	2	○	白川町-8-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川線	4	○	白川町-9-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	中須崎線	3	○	白川町-10-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	遠ヶ根線	8	○	白川町-11-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	後山西山線	3	○	白川町-12-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	丈右エ門線	2	○	白川町-13-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	氏子線	4	○	白川町-14-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	水無線	2	○	白川町-15-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	向山線	3	○	白川町-16-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	加茂東線	5		白川町-17-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	尾城山線	5	○	白川町-18-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	白北線	4	○	白川町-19-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	白山線	5	○	白川町-20-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	丈右エ門線	6		白川町-21-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	氏子線	4		白川町-22-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	御宮有本線	4	○	白川町-23-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	井戸小屋線	4		白川町-24-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	野多押線	3		白川町-25-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	伊佐峠線	3		白川町-26-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	後山西山線	5		白川町-27-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	樽ヶ洞線	3		白川町-28-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	丸山線	4	○	白川町-29-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	向山線	5		白川町-30-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	野多押線	3	○	白川町-31-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	成山線	22	○	白川町-32-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川2線	5	○	白川町-33-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	笛畠支線	2	○	白川町-34-改良
拡張（改良）	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	6	○	白川町-35-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	丸山線	3	○	白川町-36-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	白山線	5		白川町-37-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川1線	5		白川町-38-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川2線	5		白川町-39-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	久須見大野線	5		白川町-40-改良

拡張（改良）	自動車道		白川町	遠ヶ根線	7	○	白川町-41-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	小坂線	5	○	白川町-42-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	廻ヶ洞線	1	○	白川町-43-改良
拡張（改良）	自動車道	指定林道、 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1	○	白川町-44-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	谷木屋線	1	○	白川町-45-改良
拡張（改良）	自動車道		白川町	奥新田線	4	○	白川町-46-改良
			前期	33	176		
			後期	13	58		
拡張（改良）計				46	234		
拡張（改良）	自動車道		東白川村	穴沢線	2	○	東白川村-1-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	菊久里線	5	○	東白川村-2-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	下野線	3	○	東白川村-3-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	黒渕線	2		東白川村-4-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	西洞線	4		東白川村-5-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	日向線	4		東白川村-6-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	大沢線	4	○	東白川村-7-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	新巣線	6	○	東白川村-8-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	巣山線	3		東白川村-9-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	高岩線	3		東白川村-10-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	上親田線	3		東白川村-11-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	寒陽気線	3		東白川村-12-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	前山線	5		東白川村-13-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	向山線	3		東白川村-14-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	山手線	3		東白川村-15-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	前山谷線	2		東白川村-16-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	大シデ2号線	2		東白川村-17-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	小三地線	2		東白川村-18-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	手掛岩線	2		東白川村-19-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	曲坂線	1		東白川村-20-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	加茂東線	1	○	東白川村-21-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	一木線	1	○	東白川村-22-改良
拡張（改良）	自動車道		東白川村	小峠線	2	○	東白川村-23-改良
			前期	8	24		
			後期	15	42		
拡張（改良）計				23	66		
拡張（改良）	自動車道		下呂市	蓮坂線	5		下呂市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	足谷～高手洞線	5		下呂市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	椹谷線	5		下呂市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	古子線	1		下呂市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	椹谷線	5	○	下呂市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	下呂～萩原線	5		下呂市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	下呂～小坂線	5	○	下呂市-7-改良

拡張（改良）	自動車道		下呂市	大林線	1	○	下呂市-8-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	和佐道線	1	○	下呂市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	上栗原線	1		下呂市-10-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	室島線	1	—	下呂市-11-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	島ヶ谷線	1		下呂市-12-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	八幡・高山線	1		下呂市-13-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	桜洞線	1		下呂市-14-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	坂本～弓掛線	3		下呂市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	奥山～厚波線	1		下呂市-16-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	下呂～小坂線	1		下呂市-17-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	大念仏線	1		下呂市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	焼山線	1		下呂市-19-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	一ノ谷線	1		下呂市-20-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	芦谷線	2		下呂市-21-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	久保洞線	1		下呂市-22-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	久野川～夏焼 線	1		下呂市-23-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	檜尾線	1	○	下呂市-24-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	鹿通線	5		下呂市-25-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	松倉線	1		下呂市-26-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	出水線	1		下呂市-27-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	樋口洞線	2		下呂市-28-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	高天ヶ原線	4	○	下呂市-29-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	不動洞線	1	○	下呂市-30-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	大念仏線	1	○	下呂市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	芦谷線	1	○	下呂市-21-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	下呂～萩原線	2	○	下呂市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	岩屋～保井戸 線	1	○	下呂市-31-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	厚曾線	2	○	下呂市-32-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	足谷～高手洞 線	1	○	下呂市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	長瀬線	2	○	下呂市-33-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	住吉支線	2	○	下呂市-34-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	宮谷線	1	○	下呂市-35-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	久保洞線	2	○	下呂市-36-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	飛驒谷線	1	○	下呂市-37-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	柿坂線	1	○	下呂市-38-改良
拡張（改良）	自動車道		下呂市	柿本平線	1	○	下呂市-39-改良
			前期	20	36		
			後期	23	47		
拡張（改良）計				43	83		
拡張（改良）合計				157	487		
拡張（舗装）	自動車道		美濃加茂市	太市洞線	1,700		美濃加茂市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		美濃加茂市	富士下線	500		美濃加茂市-2-舗装

拡張（舗装）	自動車道		美濃加茂市	富士下線	300		美濃加茂市-3-舗装
			前期		0	0	
			後期		3	2,500	
拡張（舗装）計					3	2,500	
拡張（舗装）	自動車道		富加町	川小牧南大水線	1,000	○	富加町-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		富加町	川小牧南大水線	500		富加町-2-舗装
			前期		1	1,000	
			後期		1	500	
拡張（舗装）計					2	1,500	
拡張（舗装）	自動車道		川辺町	牧ヶ洞線	2,600	○	川辺町-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		川辺町	横谷線	2,800		川辺町-2-舗装
			前期		1	2,600	
			後期		1	2,800	
拡張（舗装）計					2	5,400	
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	星谷釜洞線	2,000	○	七宗町-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	汗洞線	700	○	七宗町-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	小洞・日洞線	500	○	七宗町-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	エビス線	1,000		七宗町-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	釜洞柄洞線	2,000		七宗町-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		七宗町	木和谷木作線	5,000		七宗町-6-舗装
			前期		3	3,200	
			後期		3	8,000	
拡張（舗装）計					6	11,200	
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	滝ヶ洞線	600	○	八百津町-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	南陽寺線	500	○	八百津町-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	福見線	500	○	八百津町-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	飛水線	1,000	○	八百津町-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	大平線	700	○	八百津町-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	笹尾線	900	○	八百津町-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	権現線	1,500	○	八百津町-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	滝ヶ洞線	1,000		八百津町-8-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	南陽寺線	1,600		八百津町-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	福見線	1,600		八百津町-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	白橋線	900		八百津町-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	笹尾線	500	○	八百津町-12-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	権現線	1,500		八百津町-13-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	鎧岩線	500	○	八百津町-14-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	八幡線	1,170	○	八百津町-15-舗装
拡張（舗装）	自動車道		八百津町	原線	500	○	八百津町-16-舗装

			前期	<u>11</u>	8,370		
			後期	5	6,600		
拡張（舗装）計				<u>16</u>	<u>14,970</u>		
拡張（舗装）	自動車道	白川町	尾城山線	4,000	○	白川町-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	タル坂線	200	○	白川町-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	向山線	2,000	○	白川町-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	室山金山線	1,600	○	白川町-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	御宮有本線	4,500	○	白川町-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	黒川中川線	3,000	○	白川町-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	前平線	2,700	○	白川町-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	氏子線	3,000	○	白川町-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	尾城山線	1,000		白川町-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	水戸野線	2,000		白川町-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	白山東線	3,000		白川町-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	飛川線	3,000		白川町-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	鳥屋線	2,000	○	白川町-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	黒川中川線	2,000		白川町-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	石木六呂山線	2,000		白川町-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	城ヶ根線	2,000	○	白川町-17-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	丸山線	1,000		白川町-18-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	白川町	徳田無渡線	1,000		白川町-19-舗装	
			前期	10	25,000		
			後期	9	17,000		
拡張（舗装）計				<u>19</u>	<u>42,000</u>		
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	加茂東線	2,800	○	東白川村-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	尾城山線	2,300	○	東白川村-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	高岩線	300	○	東白川村-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	黒渕線	500	○	東白川村-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	大シデ2号線	600	○	東白川村-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	加茂東線	2,700		東白川村-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	尾城山線	2,300		東白川村-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	藤源線	900		東白川村-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	前山線	200		東白川村-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	親田線	1,700		東白川村-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	中谷線	1,000		東白川村-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	大口南線	1,000		東白川村-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	日向線	1,000		東白川村-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	奥新田線	300	○	東白川村-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	大沢線	200	○	東白川村-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	前山谷線	2,000	○	東白川村-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道	東白川村	新巣線	1,000	○	東白川村-17-舗装	
			前期	9	10,000		
			後期	8	10,800		

拡張（舗装）計			17	20,800		
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	羽根洞線	100		下呂市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	根越線	200	○	下呂市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	ジャコウ線	700	○	下呂市-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	小洞線	500	○	下呂市-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	水沢線	1,000		下呂市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	穴手洞線	1,000		下呂市-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	下呂支線	500	○	下呂市-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	長洞線	1,000	○	下呂市-8-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	坂本～弓掛線	900		下呂市-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	厚曾線	200		下呂市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	大畠平線	100	○	下呂市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	飛驒谷線	800		下呂市-12-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	月本線	1,500		下呂市-13-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	大洞線	200		下呂市-14-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	若佐洞線	150		下呂市-15-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	下呂～萩原線	200		下呂市-16-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	水沢線	2,100	○	下呂市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道	下呂市	椹谷線	2,000	○	下呂市-17-舗装
		前期	8	7,100		
		後期	10	6,050		
拡張（舗装）計			18	13,150		
拡張（舗装）合計			83	111,520		

3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(1) 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表 1-3-1 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位（面積：ha）

指定 ／ 解除	種 類	流 域	森林の所在		面積	うち 前半 5 年分	指定または解除を 必要とする理由	備考
			管内	市町村				
指定	総数(実面積)				294	185		
	水源 涵 へ か ん － 養	総数			106	67	水源涵(かん)養のため	
		飛	可茂	美濃加茂市	0	0	"	
		駢		坂祝町	0	0	"	
		川		富加町	0	0	"	
				川辺町	0	0	"	
				七宗町	0	0	"	
				八百津町	47	30	"	
				白川町	41	26	"	
				東白川村	6	4	"	
災 害 防 備	下呂			下呂市	12	7	"	
	総数				182	114	災害防備のため	
	飛 駢 川	飛 可茂			0	0	"	
			坂祝町	0	0	"		
			富加町	0	0	"		
			川辺町	0	0	"		
			七宗町	0	0	"		
			八百津町	0	0	"		
			白川町	35	22	"		
			東白川村	53	33	"		
			下呂	94	59	"		
保健 ・ 風 致 等	総数				6	4	保健・風致保安林のため	
	飛 駢 川	飛 可茂			0	0	"	
			坂祝町	0	0	"		
			富加町	0	0	"		
			川辺町	0	0	"		
			七宗町	0	0	"		
			八百津町	0	0	"		
			白川町	0	0	"		
			東白川村	6	4	"		
			下呂	0	0	"		

解 除 水 源 涵 （か ん ） 養	総数(実面積)			9.2	9.2	指定理由の消滅	
	水	総数		0	0	"	
	飛	可茂	美濃加茂市	0	0	"	
	驛		坂祝町	0	0	"	
	川		富加町	0	0	"	
			川辺町	0	0	"	
			七宗町	0	0	"	
			八百津町	0	0	"	
			白川町	0	0	"	
災 害 防 備	東白川村		東白川村	0	0	"	
	下呂	下呂市	下呂市	0	0	"	
	災	総数		8.6	8.6	指定理由の消滅	
	害	可茂	美濃加茂市	0	0	"	
	防	驛	坂祝町	0	0	"	
	備	川	富加町	0	0	"	
			川辺町	0	0	"	
			七宗町	0	0	"	
			八百津町	7.9	7.9	"	
保 健 ・ 風 致 等			白川町	0	0	"	
			東白川村	0	0	"	
	下呂	下呂市	下呂市	0.7	0.7	"	
	保	総数		0.6	0.6	指定理由の消滅	
	健	可茂	美濃加茂市	0	0	"	
	・	驛	坂祝町	0	0	"	
	風	川	富加町	0	0	"	
	致		川辺町	0	0	"	
	等		七宗町	0	0	"	
			八百津町	0.6	0.6	"	
			白川町	0	0	"	
			東白川村	0	0	"	
			下呂	下呂市	0	0	"

(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表 1-3-2 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 (面積 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵（かん）養のための保安林			357	304	80
災害の防備のための保安林			10,818	10,818	2,884
保健、風致の保存等のための保安林			991	991	560

4 治山計画 ~実施すべき治山事業の数量~

表 1-4-1 実施すべき治山事業の数量等

単位(林班数:箇所)

森林の所在		治山事業施工地区数				主な工種
市町村	区域	計	前期	(林班番号)	後期	
総 数		144	119		25	
可茂	計	51	47		4	
	美濃加茂市	山之上町	1	1	17	
		三和町	3	2	50, 54	1 溪間工
	富加町	加治田	1	1	11	溪間工
	川辺町	下吉田	1	1	9	溪間工
	七宗町	上麻生	4	3	44, 45, 47	1 溪間工
	八百津町	久田見	1	1	78	山腹工
	白川町	河岐	1	1	67	溪間工・山腹工
		和泉	2	2	81, 82	山腹工
		坂の東	4	3	7, 22, 24	1 溪間工・山腹工
		上佐見	5	5	210, 211, 214, 217, 228	溪間工
		下佐見	2	1	146	1 溪間工
		白山	1	1	48	溪間工
		黒川	11	11	256, 262, 263, 309, 325, 340 , 341, 342, 347, 348, 353	溪間工・山腹工
		赤河	4	4	430, 445, 447, 450	溪間工・山腹工
		三川	1	1	412	溪間工
		河東	2	2	61, 62	山腹工
	東白川村	越原	3	3	43, 54, 88	溪間工・山腹工
		神土	4	4	18, 19, 113, 115	溪間工・山腹工
下呂	計	93	72		21	
	下呂市		93	72		21
	旧萩原町	跡津	2	2	15, 16	溪間工
		古関	2	2	24, 25	溪間工・山腹工
		尾崎	1	1	56	溪間工
		奥田洞	3	1	141	2 溪間工・山腹工
		山之口	2	2	87, 106	溪間工・山腹工
		上呂	3	3	154, 155, 156	溪間工・山腹工
		桜洞	2	2	158, 173	溪間工・山腹工
		西上田	2	2	2, 4	溪間工
		中呂	1	0		1 溪間工
		羽根	5	3	28, 29, 30	2 溪間工・山腹工
		大ヶ洞	1	1	130	溪間工
		宮田	2	2	127, 129	溪間工・山腹工
		花池	1	1	178	山腹工
	旧小坂町	門坂	4	2	23, 34	2 溪間工・山腹工
		長瀬	4	3	54, 55, 60	1 溪間工・山腹工・本数調整伐
		湯屋	1	1	11	溪間工

		坂下	2	2	48, 49		渓間工・山腹工
旧下呂町	少ヶ野	1	1		14		渓間工
	森	1	1		42		渓間工
	小川	6	6	49, 51, 52, 53, 56, 62			渓間工・山腹工
	宮地	1	1		64		渓間工
	御厩野	1	1		107		渓間工
	門和佐	1	1		176		山腹工
	火打	3	1		220	2	渓間工
	瀬戸	1	1		237		山腹工
	夏焼	2	0			2	渓間工
	幸田	1	1		18		渓間工
	蛇之尾	2	2	137, 143			渓間工・山腹工
	乗政	1	1		71		渓間工
	三原	1	1		1		山腹工
旧金山町	金山	4	4	62, 67, 75, 83			渓間工・山腹工
	福来	2	2	114, 120			渓間工
	戸部	1	0			1	渓間工
	祖師野	1	1	179			渓間工
	東沓部	1	1	275			渓間工
	中津原	2	1	123	1		渓間工
	菅田笹洞	1	1	24			渓間工
	田島	2	0			2	渓間工・山腹工
旧馬瀬村	西村	1	1	23			渓間工
	惣島	4	2	35, 42	2		渓間工・山腹工
	名丸	3	2	60, 62	1		渓間工
	堀之内	1	1	64			渓間工
	中切	4	3	64, 74, 80	1		渓間工
	数河	1	1	84			渓間工・山腹工
	黒石	3	3	94, 95, 96			渓間工・山腹工
	川上	2	1	116	1		渓間工

注)前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ

第14次飛騨川地域森林計画書

計画期間 自 令和 4年 4月 1日
 至 令和 14年 3月 31日
(変更 令和 5年 12月 26日)

発行・編集 令和 6年 3月
 岐阜県 林政部 林政課
 〒500-8570
 岐阜市薮田南2丁目1番1号
 TEL 058(272)1111(代表)

本文中の用紙には、間伐材を活用しています。